

いわて旅応援プロジェクト第2弾をご利用いただくお客様へ

国の新型コロナウイルス感染症対策の方針に則り、いわて旅応援プロジェクトをご利用の際は **2種類の証明書**が必要です。

① **居住地を確認できる身分証明書**

② **予防接種済証等又は検査結果通知書**

代表者の方だけではなくいわて旅応援プロジェクトの割引を受けようとする同行者全員の確認が必要です。

いわて旅応援プロジェクト第2弾の各種割引は、【岩手県内にお住まいの方】が割引対象です

宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「いわて旅応援プロジェクト第2弾いわて応援クーポン」の割引適用対象者は、岩手県に居住する方が対象者です。岩手県外にお住まいの方は同行者を含め適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者本人が岩手県に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

岩手県に居住することを確認するために必要な書類(例)

- マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- 住民票の写し
- 公共料金等の領収証書(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)等

岩手県に居住することを確認するために必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 岩手県内の店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の岩手県内病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

いわて旅応援プロジェクト第2弾の割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が岩手県内にお住まいの方でも、実際に宿泊する(旅行する)方が県外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。(宿泊者・旅行者が岩手県内在住であることを証明できない場合は割引適用外です。)

【割引適用不可】



【割引適用可】



【割引適用可】



宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合はいわて応援クーポンの発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行会社等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。いわて応援クーポンの返却が行われない場合には、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

ご注意事項

- 宿泊施設や旅行会社が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方分は正規料金でお支払いいただきます。
- 対象県居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 岩手県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。

第1弾からの変更点について

いわて旅応援プロジェクト第2弾延長・隣県拡大からはワクチン・検査パッケージの活用を条件に割引を適用します。

(1) 利用期間と対象者

いわて旅応援プロジェクト第2弾については、12月11日（土）宿泊分から隣接県（青森県、宮城県、秋田県）の居住者を割引対象に追加し、事業期間を令和3年1月31日（月）宿泊分まで延長になりました。

■ 対象者

岩手県居住者及び隣接県（青森県、宮城県、秋田県）居住者

■ 割引を適用する期間

- ①岩手県居住者：令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月）
- ②隣接県居住者：令和3年12月11日（土）～令和4年1月31日（月）

(2) 対象事業者

いわて旅応援プロジェクト第2弾に登録している事業者を対象事業者としますが、ワクチン・検査パッケージにて確認を行う体制ができていないことを前提とします。

■ いわて旅応援プロジェクト参加対象事業者

岩手県内の旅行会社・宿泊施設を対象に参加登録を行います。
他県の旅行会社は登録できませんのでご注意ください。
※原資配分の関係で新規登録は受付終了しております。

■ いわて旅応援プロジェクト参加事業者

各事業者においては、旅行参加者全員がワクチン・検査パッケージの条件に該当するかどうかを、別途定める方法・タイミングで確認する必要があります。

確認を行う体制が準備できていない場合には、いわて旅応援プロジェクト対象商品の販売及び割引適用はできません。

(3) 「ワクチン・検査パッケージ」の利用

商品造成・販売～旅行開始日・宿泊日当日まで観光庁が策定した「旅行業・宿泊業における「ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」に基づいた対応が必要になります。

■ ワクチン・検査パッケージの導入スケジュール

- ①岩手県居住者：令和4年1月1日（土）以降の出発・宿泊分から適用
- ②隣接県居住者：令和3年12月11日（土）以降の出発・宿泊分から適用

■ 各場面で必要となる主な対応

【発売時】

- ・対象商品がワクチン接種済であること又は検査結果が陰性であることが利用条件であることを明示のうえ、同意を得ること。
- ・旅行者から予防接種済証等又は検査結果通知書を販売時などの事前又は当日に確認を行う際に提示することの同意を得ること。

【販売後～旅行・宿泊開始日当日】

- ・販売時など事前に、予防接種済証等又は検査結果通知書を確認している場合は、ツアー開始時又はチェックイン時等には、「本人確認」を行うこと。
- ・旅行・宿泊の当日に、予防接種済証等又は検査結果通知書を確認する場合は、「本人確認と予防接種済証等又は検査結果通知書の確認」を行うこと。

国が定める要綱及びガイドライン

- 「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_031119_1.pdf
- 「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン」
<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001442240.pdf>



第2弾からの変更点について

いわて旅応援プロジェクト第2弾延長・隣県拡大からはワクチン・検査パッケージの活用を条件に割引を適用します。

(4) 「ワクチン・検査パッケージガイドライン」利用者の条件

■ 対象者条件の確認書類

いわて旅応援プロジェクトをご利用の際は、①居住地を確認できる身分証明書と②予防接種済証等又は検査結果通知書の2種類の証明書にて対象者を確認します。代表者だけではなくいわて旅応援プロジェクトの割引を受けようとする同行者全員の確認が必要です。

①居住地を確認できる身分証明書

対象県に居住することを確認するために必要な書類(例)

- マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- 住民票の写し
- 公共料金等の領収証書(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)等

岩手県に居住することを確認するために必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 岩手県内の店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の岩手県内病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

②予防接種済証等又は検査結果通知書

予防接種済証等又は検査結果通知書として下記のうちいずれかを割引適用を受けようとする全員分確認してください。確認は目視で構いません。(現物、画像や写し等の提示も可能。)
 ※未就学児(概ね6歳未満)については、同居する監護者が同伴する場合には提示は必要ありません(6歳以上12歳未満の児童については検査結果の陰性の確認が必要)。

予防接種済証明書等

接種済証明書とは下記3点が該当します。

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書

接種済証明書の条件

- 2回目の接種日から14日以上経過したもの
 ※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行開始日及び宿泊の初日が基準となります。
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 2回分のワクチンシールが貼られていること(予防接種済証または接種記録書の場合)

検査結果通知書

検査結果通知書とは下記2点が該当します。※検査費用は宿泊・旅行者の自己負担です。

- PCR検査結果における陰性証明
- 抗原定量検査における陰性証明(検査結果通知書)
- 抗原定性検査における陰性証明(検査結果通知書)

陰性証明書の条件

- 旅行開始日及び宿泊の初日において有効期限が過ぎていないもの
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 検査結果が陰性であること
- 検査方法が明記されていること

岩手県居住者は、令和3年12月31日(金)までのご利用分については、予防接種済証等又は検査結果通知書は不要ですが、これまでどおり、居住地を確認できる身分証明書の提示は必要です。

第2弾からの変更点について

いわて旅応援プロジェクト第2弾延長・隣県拡大からはワクチン・検査パッケージの活用を条件に割引を適用します。

(4) 「ワクチン・検査パッケージガイドライン」利用者の条件

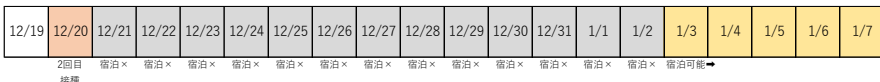
■ 予防接種済証等又は検査結果通知書の日数確認

予防接種済証等又は検査結果通知書の日数確認は下記の通りです。

予防接種済証明書等

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
 - 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
 - 新型コロナウイルスワクチン接種証明書
- は、**2回目の接種日から14日以上経過したもの**

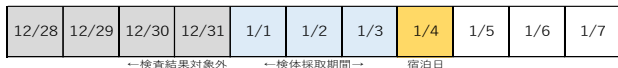
【例】12/20にワクチン2回目接種 → 1/3から宿泊OK



検査結果通知書

- PCR検査結果における陰性証明
 - 抗原定量検査における陰性証明（検査結果通知書）
- は、**PCR検査および抗原定量検査の有効期限は3日間**のため、**利用者が旅行開始日・宿泊初日の3日前以降に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK。**

【例】1/4が宿泊日 → 1/1以降の検査結果通知書にて陰性であることが必要



- 抗原定性検査は、**宿泊者が宿泊日の前日または宿泊当日に検体採取を行った場合の検査結果通知書により、陰性であることが証明出来ればOK**

■ 年齢区分に応じた確認の実施

参加事業者は旅行参加者の年齢区分に応じて、必要な書類を確認する必要があります。

区分	通常時	緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置等の適用時
大人 (12歳以上)	いわて旅応援プロジェクトを適用する場合は、 例外なく、旅行参加者全員に対して、確認が必要です。	
児童 (6歳以上12歳未満)	同居する親等の監護者が同伴する場合、検査結果の確認は不要です。ただし、助成適用の可否を判断するため、販売時およびチェックイン時に、必ず生年月日（年齢）を確認する必要があります。なお、年齢確認の基準日は、チェックインの日とします。	検査結果の陰性の確認が必要となります。
未就学児		同居する親等の監護者が同伴する場合、検査結果の確認は不要です。ただし、助成適用の可否を判断するため、販売時およびチェックイン時に、必ず生年月日（年齢）を確認する必要があります。なお、年齢確認の基準日は、チェックインの日とします。

※ 「添い寝」の乳幼児など、助成対象の宿泊料金が発生していない者の本人確認は不要です。

<例外>

学校などの活動に係るツアーや宿泊サービスについては、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しません。

ただし、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定めます。

第2弾からの変更点について

いわて旅応援プロジェクト第2弾延長・隣県拡大からはワクチン・検査パッケージの活用を条件に割引を適用します。

(4) 「ワクチン・検査パッケージガイドライン」利用者の条件

■ 「ワクチン・検査パッケージガイドライン」に合わせた予防接種済証等又は検査結果通知書の確認のタイミング

STEP 1 : お客様から申込書を受領する

宿泊割引申込書（または宿泊旅行割引申込書、日帰り旅行割引申込書）をお渡しし、必要事項をご記入いただきます。お客様と適用代金と割引額について、お客様と確認してください。



STEP 2 : 対象県居住者であることを確認する

お客様に身分証明書等をご提示いただき、対象県居住者であることを確認してください。確認後、STEP 1 でお客様からいただいた書面の担当者記入欄へ必要事項をご記入ください。

STEP 3 : 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認

利用者から提示された予防接種済証等又は検査結果通知書を收受し、有効期間内であることを確認する。

STEP 4 : お客様からいわて応援クーポン誓約書をいただく

【様式第13号/改訂版】いわて応援クーポン誓約書をお客様へ手交し、内容をご確認いただけます。ご署名をいただいた方に、クーポンをお渡します。
※必ず改訂版の手交と発行日の記入と店舗印の押印をお願いします。

STEP 5 : クーポン券発行店舗印を押印後に手交する

いわて応援クーポンに、発行店舗印を押印し、お客様にお渡しください。
※裏面はクーポン利用店舗用の使用済クーポンの確認用の押印欄ですので、押印しないようにお願いします。

確認・割引適用時のポイント

- 1 いわて旅応援プロジェクトご利用には、下記いずれかに該当していることが条件となります。
● **ワクチン接種済**（2回目の接種日から14日以上経っていること）
● 旅行開始日または宿泊開始日において、**有効期間内の陰性証明を持っていること**
- 2 確認書類の持参忘れ等により、当日までに予防接種済証等または検査結果通知書を確認できない場合でも、**後日の提出は認められません**。その場合、**いわて旅応援プロジェクトの割引を適用することができません**のでご注意ください。
- 3 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認は**目視で構いません**。
（現物以外に、スマートフォン等で撮影した画像や写し・コピー控え等の提示も可能。）
宿泊施設
ご宿泊当日、チェックインの際に必ずご確認ください。
※連泊の場合は、連泊の初日のみの確認でOK
旅行会社
やむを得ない場合を除き、**ご旅行出発日までに必ず販売元となる旅行会社で確認**ください。（宿泊施設に当日確認させることのないようお願いいたします。）
※確認の際は、予防接種済証等又は検査結果通知書の期限にご確認ください。
- 4 条件を満たさない場合や確認書類を持参しなかったために、**いわて旅応援プロジェクトが利用できず、ご予約の取り消しをされる場合の所定の取消料や代金変更等については、販売時に必ず利用者に周知**するようにお願いします。
- 5 予防接種済証等又は検査結果通知書の確認において、密にならないような場所を確保するなど、感染症対策を講じていただきますようお願いいたします。